

北海道が平成28年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成28年6月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 中核的人材育成促進事業 食関連産業及び健康長寿関連産業の振興に向け、企業等が中途採用者に対して実施する中核的人材の育成に必要な研修など様々な人材育成の取組を支援し、良質で安定的な雇用の創造をはかることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>道内に本社を有し、次のいずれかに該当する者で、次の新設又は増設計画について、国、北海道又は市町村による承認、指定又は補助金、税制上の優遇措置等の支援を受けた、受けている又は受ける予定である者とする。ただし、北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例（北海道条例第68号）に基づく従業員派遣及び専門家の招聘に係る支援対象となる事業は除く。 (1)道内において工場等を新設する計画を有し、当該工場等</p>	<p>工場等における生産等の事業の拡張等に伴って必要であり、かつ、道内で雇用した従業員（中途採用者）を対象として実施する人材育成事業で、次に掲げるいずれか又は両方に該当する事業に要する経費で次に掲げるもの (1)中途採用者を専門的技術・知識を有する中核的人材に育成するために独自にカリキュラムの作成や講師の招聘などを行う自社研修の開催、道内外の先進企業、研究機関及び資格取得のために必要な研修への派遣等を行う研修事業 (2)中核的人材の育成に向けた取組の一環として自社で実施する入社時の研修事業 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、諸経費、その他知事が特に必要と認めた経費</p>	<p>10/10以内 ※100万円を限度とする。</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部産業振興局産業振興課</p>		

の操業に必要な 従業員を道内に 雇用した又は雇 用する企業 (2)道内に工場 等を有し、設備 投資又は従業員 の増設計画を有 する企業							
---	--	--	--	--	--	--	--